

改正案	現行
<p>（試験期日等の公告等）</p> <p>第一条 公認会計士試験の日時及び場所その他公認会計士試験の施行に関して必要な事項は、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が決定し、あらかじめ官報で公告する。</p> <p>2 審査会は、公認会計士試験を受けようとする者が受験の申込み及び受験をするについて必要な事項を定めることができる。この場合においては、官報その他の適切な方法により周知させるものとする。</p> <p>3 公認会計士試験を受けようとする者は、受験の申込み及び受験をするに当たっては、前項の規定による審査会の定めに従わなければならない。</p> <p>（受験願書）</p> <p>第三条 公認会計士試験を受けようとする者は、審査会の定める様式の受験願書を公認会計士試験を受けようとする場所を管轄する財務局長（当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。次項において同じ。）を経由して、審査会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 公認会計士法（以下「法」という。）第九条第三項又は第十条第二項の申請は、第一項の受験願書に法第九条第三項又は第十条第二</p>	<p>（試験期日等の公告）</p> <p>第一条 公認会計士試験の日時及び場所その他公認会計士試験の施行に関して必要な事項は、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が決定し、あらかじめ官報で公告する。</p> <p>（新設）</p> <p>（受験願書）</p> <p>第三条 公認会計士試験を受けようとする者は、第一号様式による受験願書に写真及び整理表を添付し、公認会計士試験を受けようとする場所を管轄する財務局長（当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。次項において同じ。）を経由して、審査会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

項に規定する試験の免除を希望する旨を記載してしなければならない。

4 前項の申請を行う場合にあつては、法第九条第三項の申請については第九条第二項の書面の写しを、法第十条第二項の申請については第九条第三項の書面の写しを、それぞれ第一項の受験願書に添付しなければならない。

(試験免除の申請等)

第五条 法第九条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の申請は、審査会の定める様式の公認会計士試験免除申請書を会長に提出してしなければならない。

2 (略)

3 第一項に規定する申請があつた場合において、当該申請に係る試験を免除し、又は免除しないこととしたときは、会長は、その旨を申請者に通知しなければならない。

4・5 (略)

(電子情報処理組織による提出等の特則)

第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下この条及び次条において「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出、同条第三項の申請又は第五条第一項の申請(以下この条において「提出等」という。)を行う者については、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

3 公認会計士法(以下「法」という。)第九条第三項の申請は、第九条第二項の書面の写しを、法第十条第二項の申請は、第九条第三項の書面の写しを、それぞれ第一項の受験願書に添付してしなければならない。

(試験免除の申請等)

第五条 法第九条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の申請は、第二号様式による公認会計士試験免除申請書を会長に提出してしなければならない。

2 (略)

3 第一項に規定する申請があつた場合において、当該申請に係る試験を免除し、又は免除しないこととしたときは、会長は、第三号様式又は第四号様式によりその旨を申請者に通知しなければならない。

4・5 (略)

(新設)

施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第三条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の提出等を行おうとする者は、提出等を行う者の氏名その他必要な事項を審査会が指定する方法により届け出るとともに、審査会の定めるところにより設定された識別番号及び暗証番号を情報通信技術利用法第三条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行わなければならない。

3 前項の場合における情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、前項の識別番号及び暗証番号を同条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行うことをいう。

（受験手数料の納付）

第十一条 法第十一条第一項に規定する受験手数料は、第三条第一項の受験願書に、施行令第六条に規定する金額に相当する額の収入印紙を貼つて、納付するものとする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出を行う場合において、当該提出を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもつてすることができる。

（新設）

(削る)

第一号様式

平成 年 公認会計士試験受験願書		※ 受験番号	
		財務局 財務支局 第 号 総合事務局	
受験手数料に該当する金額の収入印紙添付 (消印しないこと)	公認会計士・監査審査会会長 殿 平成 年 月 日 平成 年 公認会計士試験を受験したいので申し込みます。		
	ふりがな 氏名	生年月日 明治 大正 年 月 日 昭和 平成 (年齢 才)	〒 現住所 (TEL)
旧姓 (改姓年月 年 月)	性別 男・女	職業 資格 現職 専業主婦 無職 その他	「この欄は自由記述の書誌であり、公認会計士の資格を() (資格番号)を必ず記入してください。 (職業・勤務先・資格等)を必ず記入してください。(TEL)

〔旧姓欄は、願書に記載した氏名と添付書類の氏名が異なる場合にのみ記入すること。〕

(削る)

第二号様式

(日本工業規格A4)

公認会計士試験免除申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所

氏 名

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します

。

記

1. 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無
2. 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目
3. 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目

添 付 書 類

上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面

上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

(削る)

第三号様式

(日本工業規格A4)

第 号

公認会計士試験免除通知書

平成 年 月 日

殿

公認会計士・監査審査会会長

印

平成 年 月 日付で提出された公認会計士試験免除申請書について審査した結果、下記の試験について免除することとしましたので、通知します。

記

(削る)

第四号様式

(日本工業規格A4)

第 号

公認会計士試験を免除しないことの通知書

平成 年 月 日

殿

公認会計士・監査審査会会長 印

平成 年 月 日付で提出された公認会計士試験免除申請書について審査した結果、下記1の試験については下記2の理由により免除しないこととしましたので、通知します。

記

1. 免除しない試験 (科目)

2. 免除しない理由